

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示（令和5年四国地方整備局告示第100号）があったので、同法第66条の規定により次のとおり公告する。

令和5年12月22日

香川県知事 池田豊人

1 都市計画事業の種類及び名称

中讃広域都市計画及び坂出都市計画下水道事業 中讃流域下水道（大東川処理区）

2 施行者の名称

香川県

3 事務所の所在地

高松市番町四丁目1番10号

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

昭和52年建設省告示第1622号の事業地から、綾歌郡宇多津町字吉田の一部を削る。

(2) 使用の部分

なし